

2007 年 10 月 19 日

各 位

株式会社みずほフィナンシャルグループ
株式会社みずほコーポレート銀行

みずほ証券に対する証券取引等監視委員会による行政処分の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、子会社であるみずほ証券株式会社において法令違反に該当する事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われました。

お客さま並びに関係の皆さまに多大なるご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

みずほフィナンシャルグループ及びグループ各社においては、平素より内部管理態勢の充実に努めて参りましたが、私どもといたしましては、この度の勧告を厳粛に受けとめ、内部管理態勢にかかわる一層の強化・充実を図り、役職員一同全力で再発防止に努めて参る所存です。

以上

みずほ証券に対する証券取引等監視委員会による行政処分の勧告について（添付資料）

みずほ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について

1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会は、みずほ証券株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横尾 敬介、資本金 1,951 億円、役職員 1,852 名）を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者及び当該金融商品取引業者の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告した。

2. 事実関係

○ 親銀行から非公開情報を受領する行為及び親銀行から取得した非公開情報を利用して勧誘する行為

(1)

みずほ証券株式会社エクイティグループ業務開発部長は、平成 18 年 6 月 19 日、その業務に関し、親銀行である株式会社みずほコーポレート銀行から、顧客より同意書を取得しないまま、72 顧客に関する非公開情報を受領した。

(2)

- ① 同社市場営業グループ市場営業第 4 部営業員は、平成 18 年 1 月 13 日、その業務に関し、親銀行である株式会社みずほコーポレート銀行から、顧客より同意書を取得しないまま、71 顧客に関する非公開情報を受領した。
- ② また、同営業員から当該非公開情報を受領した同営業員の上司である市場営業グループ市場営業第 4 部長は、同部所属の 4 名の営業員に対し、当該非公開情報に基づき新規顧客を勧誘するよう指示し、当該営業員 4 名は、少なくとも 3 件の有価証券の買付けの勧誘を行った。

当該金融商品取引業者及びその使用人が行った上記行為は、証券取引法第 45 条第 3 号に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 1 項第 7 号に規定する「顧客に関する非公開情報をその親法人等から受領する」行為（事実関係(1)及び(2)①について）及び同号に規定する「親法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する」行為（事実関係(2)②について）に該当するものと認められる。

以上